

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 埼玉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則 (教委・総務課) 一
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則 () 二
- へき手当等に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課) 三
- 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 () 三
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 () 四
- 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 () 四
- 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 () 四
- 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 () 一四
- 埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則 () 一五

を改正する規則

- 埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 (県立学校人事課) 二二
- 埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 (学校・人事評価室) 二二
- 社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則 (生涯学習文化財課) 二二
- 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則 () 二二
- 埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部を改正する規則 () 二二
- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (教委・総務課) 二二
- 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令 () 二二

(教委・総務課) 二二

○埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令 () 二四

○埼玉県教育局等公用車管理規程の一部を改正する訓令 () 二四

○埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令 () 二五

○埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令 () 二五

○埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令 () 二六

(教委・財務課)

二六

○埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 () 二六

(福利課) 二六

○埼玉県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令 () 二七

(県立学校人事課) 二七

○埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令 () 二七

() 二七

規則

埼玉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会会議規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「単記無記名」を「単記無記名投票により行うもの」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の選挙は、出席委員中に異議がないときは、同項の規定にかかわらず、指名推選の方法により行うことができる。

第十三条の次に次の一条を加える。

(委員長職務代理者の指定)

第十三条の二 法第十二条第四項による委員長の職務を行う委員の指定は前条の例による。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正 夫

埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則(昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務部の項課名の欄中「総務課」の下に「教育政策課」を加え、同表県立学校部の項課名の欄中「高校教育指導課」の下に「生徒指導課」を、「特別支援教育課」の下に「高校改革推進課」を加え、同表市町村支援部の項課名の欄中「義務教育指導課」の下に「家庭地域連携課」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 教育政策課においては、次の事務を所掌する。

- 一 本県における教育施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 教育委員会の政策の形成に係る調査及び研究に関すること。
- 三 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関すること。

四 教育委員会の所管する調査統計に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、教育施策の推進に関すること。

第八条第四号中「(教職員人事評価制度に関するものを除く。)」を削り、同条中第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「保健体育課並びに生徒指導室長の職務」を「生徒指導課」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 学校評価制度に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第九条第三号中「生徒指導」を削り、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 生徒指導課においては、次の事務を所掌する。

- 一 生徒指導に係る施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- 二 教育相談に係る連絡、調整及び推進に関すること。
- 三 道徳教育に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、生徒指導に関すること。

第十条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 県立学校部副部长(保健体育課、特別支援教育課及び高校改革推進課を所管する副部长に限る。)の庶務に関すること。

第十一条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 高校改革推進課においては、次の事務を所掌する。

- 一 高等学校教育の改革に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、高等学校教育の改革に関すること。

第十二条第七号中「(教職員人事評価制度に関するものを除く。)」を削り、同条第十三号中「市町村支援部副部长」の下に「(小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課及び人権教育課を所管する副部长に限る。)」を加える。

第十三条第一号中「県立中学校並びに市町村立の幼稚園及び」を「県立及び市町村立の」に、「義務教育諸学校等」を「この条において「義務教育諸学校」に改め、同条第二号中「義務教育諸学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条第三号中「義務教育諸学校等」を「義務教育諸学校」に改め、「生徒指導」を削り、同条第六号及び第八号中「義務教育諸学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条第十号を削る。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 家庭地域連携課においては、次の事務(保健体育課、特別支援教育課及び人権教育課において所掌するものを除く。)を所掌する。

一 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る施策の企画及び調整に関すること。

二 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進についての指導及び助言に関すること。

三 学校、家庭及び地域が連携した教育の推進に係る研修等に関すること。

四 市町村立の幼稚園における教育に対する指導及び助言に関すること。

五 市町村立の幼稚園における教育に対する指導及び助言に関すること。

六 市町村立の幼稚園における教育に対する指導及び助言に関すること。

七 市町村立の幼稚園における教育に対する指導及び助言に関すること。

八 市町村立の幼稚園における教育に対する指導及び助言に関すること。

五 市町村立の幼稚園の職員の教育指導に係る研修に関すること。

六 市町村立の幼稚園に係る教育課程その他の保育内容、教育指導及び教育評価に関すること。

七 市町村立の幼稚園の職員の組織する教育研究団体に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、学校、家庭及び地域の連携並びに市町村立の幼稚園における教育に関すること。

第十四条中「次の事務」の下に「(家庭地域連携課において所掌するものを除く。)」を加え、同条第十号中「さいたま芸術文化祭」を「埼玉県芸術文化祭」に改め、同条第二十五号中「市町村支援部参事(第二十一回全国生涯学習フェスティバルの開催に関する事項を処理する者に限る。)」を「市町村支援部副部长(生涯学習文化財課及びスポーツ振興課並びに全国生涯学習フェスティバル推進室長の職務を所管する副部长に限る。)」に改める。

第二十一条第一項の表に次のように加える。

県立学校 人事課	学校評価幹	上司の命を受け、学校評価制度及び教職員人事評価制度に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務 その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
-------------	-------	---

第二十一条第二項の表県立学校人事課及び小中学校人事課の項組織の欄中「県立学校人事課」の下に、「高校改革推進課」を加え、同表高校教育指導課及び義務教育指導課の項組織の欄中「高校教育指導課」の下に、「生徒指導課」を加え、同表高校教育指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、スポーツ振興課及び人権教育課の項組織の欄中「高校教育指導課」の下に、「生徒指導課」を、「義務教育指導課」の下に、「家庭地域連携課」を加え、同表生涯学習文化財課、スポーツ振興課及び人権教育課の項組織の欄中「生涯学習文化財課」を「家庭地域連携課、生涯学習文化財課」に改め、同表福利課及び保健体育課の項職務の欄中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十五条第三項」を「第二十二條第三項」に改める。

第二十二条及び第二十三条を削る。

第二十三条の二第一項中「前三条」を「前条」に改め、同条第三項中「副室長の」を「次の表の上欄に掲げる」に、「第二十二條第四項に定める」を「同表の下欄に

掲げる」に改め、同項に次の表を加える。

職	職務
副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第二十三条の二を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とする。

第二十五条第三項中「文教政策室長、全国高校総体推進室長、生徒指導室長、学校・人事評価室長、高校改革推進室長及び」を削り、同條を第二十四條とし、第二十六條から第二十八條までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第十号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号)

の一部を次のように改正する。

第三条中「条例第九条の二第二項第一号の教育委員会規則で定める地域は、前条の規定により調整手当を支給することとされていた地域のうち改正前の職員条例第九条の二の規定に基づく調整手当の割合(以下この条において「調整手当の割合」という。)が百分の十とされていた地域以外の地域とし、同項第二号を「条例第九条の二第二項第二号」に、「調整手当の割合が」を「改正前の職員条例第九条の二の規定に基づく調整手当の割合が」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第十五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「授与権者」を「県教育委員会」に、「授与する」を「行う」に改め、「特別支援学校の」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を、「状」という。)の下に「の授与、有効期間の更新等」を加える。

第二条の表中

教育職員免許法等の一部を改正する法律
(平成十二年法律第二十九号)

平成十二年改正
法

を

教育職員免許法等の一部を改正する法律
(平成十二年法律第二十九号)

平成十二年改正
法

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)

に、

教育職員
の省令(号)

免許法施行規則の一部を改正す
平成十二年文部省令第四十七

平成十二年免許
法施行規則改正
省令

を

教育職員免許法施行規
る省令(平成十二年文
号)

教育職員免許法施行規
る省令(平成二十年文
号)

則の一部を改正す
部省令第四十七

平成十二年免許
法施行規則改正
省令

に、

小学校及び中学校の教諭の普通免
与に係る教育職員免許法の特例等
る法律施行規則(平成九年文部省
十号)

則の一部を改正す
部科学省令第九

平成二十年免許
法施行規則改正
省令

許状授
介護等体験特例
法施行規則
令第四

を

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授
与に係る教育職員免許法の特例等に関す
る法律施行規則(平成九年文部省令第四
十号)

免許状更新講習規則(平成二十年文部科
学省令第十号)

等体験特例
行規則

に改める。

講習規則

第三条第一項中「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同項第二号中「基礎資
格に関する証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同項第三号を削り、同項中
第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「外国人登録済証明書」
を「外国人登録証明書」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号

とし、同条第二項中「教員」を「前項に掲げる書類のほか、教員」に、「は、前項に掲げる書類のほか」を「にあつては」に、「(様式第四、以下同じ。)」を「を、免許法第五条第二項又は免許法附則第八項の適用を受ける者である場合にあつては免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書(以下「免許状更新講習修了等証明書」という。)」に改め、同条第三項中「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 実務に関する証明書

第三条第四項中「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同項第四号中「外国人登録済証明書」を「外国人登録証明書」に改め、同条第五項中「同項第二号及び第四号」を「同項第三号」に、「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 免許法第十六条の第二項の適用を受ける者は、前項に掲げる書類のほか、免許状更新講習修了等証明書を提出しなければならない。

第四条第一項中「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同項ただし書中「別表第四の適用を受ける者」の下に「(第三項の適用を受ける者を除く。)」を加え、同項第二号口中「とする免許状等の」の下に「授与証明書、」を加え、同項第三号口中「単位の修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同項第八号中「外国人登録済証明書」を「外国人登録証明書」に改め、同条第三項中「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 免許法第六条第四項(免許法附則第五項後段、附則第九項後段若しくは附則第十八項後段又は施行法第二条第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第十七条第二項において準用する第十六条の第二項の適用を受ける者は、前項に掲げる書類のほか、免許状更新講習修了等証明書を提出しなければならない。

第五条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同条第二項及び第三項中「授与権者」を「県教育委員会」に改める。

第五条の二第一項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中ハをニとし、ロをハとし、

同号イ中「免許状等受得証明書」を「免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

イ 卒業証明書

第五条の三中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。
 第五条の四から第七条までの規定中「授与権者」を「県教育委員会」に改める。
 第十条を削り、第三章中第十一条を第十条とし、第四章中第十二条を第十一条とする。

第十七条中「埼玉県教育委員会教育長」を「県教育長」に改め、同条を第二十六条とする。

第十六条中「様式第二十四」を「様式第三十二」に、「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。
 (書類の経由及び特例)

第二十五条 この規則に定める書類は、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する職員にあつては埼玉県教育局教育事務所長を経由して提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる職員は、当該各号に定める書類の提出を要しない。

一 市町村立の学校その他の学校の職員(次号に掲げる職員を除く。)並びに教育委員会の事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員宣誓書及び身体に関する証明書

二 国立学校又は私立学校の職員(校長等を除く。)身体に関する証明書
 第十五条第一項中「様式第二十二」を「様式第三十」に、「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同条第二項中「様式第二十三」を「様式第三十一」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条第一項中「様式第二十」を「様式第二十七」に改め、同条第二項中「様式第二十一」を「様式第二十八」に、「様式第二十一の二」を「様式第二十九」に改め、同条を第二十二条とする。

第十三条第一項中「及び」の下に「主幹教諭、指導教諭又は」を加え、「授与権者」を「県教育委員会」に改め、同項第一号中「様式第十八」を「様式第二十五」に改め、同項第二号中「様式第十九」を「様式第二十六」に改め、同条を第二十一条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 更新の手続等

(有効期間の更新の手続)

第十二条 免許法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 有効期間更新申請書(様式第十八)
- 二 免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書、免許状の写し又は免許法施行規則第六十一条の十に規定する証明書
- 三 免許状更新講習修了等証明書
- 四 戸籍抄本又は外国人登録証明書

2 前項の規定にかかわらず、免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者として、同項の更新の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者であること(同条第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有している者であることを含む。)の証明が第一号の書類に記載されている場合は、第二号の書類は提出を要しない。

- 一 有効期間更新申請書(様式第十九)
- 二 免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当することを証明する書類
- 三 前項第二号及び第四号に掲げる書類

(有効期間の延長の手続)

第十三条 免許法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項に定める事由の証明が第一号の書類に記載されている場合は、第二号の書類は提出を要しない。

- 一 有効期間延長申請書(様式第二十)
- 二 免許法第九条の二第五項に定める事由があることを証明する書類
- 三 前条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

(更新講習修了確認の手続)

第十四条 平成十九年改正法附則第二条第二項の規定による免許状更新講習の課程の修了確認の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 免許状更新講習修了確認申請書(様式第二十一)
- 二 免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書、免許状の写し又は平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十五条に規定する証明書
- 三 免許状更新講習修了等証明書
- 四 戸籍抄本又は外国人登録証明書

(更新講習修了後の期間に関する確認の手続)

第十五条 平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の規定による確認の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 免許状更新講習修了後の期間に関する確認申請書(様式第二十二)
- 二 前条第二号から第四号までに掲げる書類

(更新講習修了確認期限の延期の手続)

第十六条 平成十九年改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項に定める事由の証明が第一号の書類に記載されている場合は、第二号の書類は提出を要しない。

- 一 修了確認期限延期申請書(様式第二十三)
- 二 平成十九年改正法附則第二条第四項に定める事由があることを証明する書類
- 三 第十四条第二号及び第四号に掲げる書類

(更新講習免除の認定の手続)

第十七条 平成十九年改正法附則第二条第五項括弧書の規定による認定の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十条第一項各号のいずれかに該当する者であること(同項第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有している者であることを含む。)の証明が第一号に掲げる書類に記載されている場合は、第二号の書類は提出を要しない。

- 一 免許状更新講習免除申請書(様式第二十四)
- 二 平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十条第一項各号のいずれかに該当することを証明する書類
- 三 第十四条第二号及び第四号に掲げる書類

(更新講習を受講できる者)

第十八条 更新講習規則第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、

校長(園長を含む)、副校長、教頭及び教員(以下「校長等」という。)であつたことのある者で教育委員会の事務局又は教育機関の職員となつていているものとする。

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 校長等であつたことのある者で、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き掲げる者となつていているものうち埼玉県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が別に定めるもの

イ 国又は地方公共団体の職員

ロ 更新講習規則第九条第一項第三号イ、ロ又は二に掲げる法人の役員又は職員

ハ 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の職員

ニ 学校法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)の理事

(更新講習修了確認の義務)

第十九条 平成二十年免許法施行規則改正省令附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、校長等であつたことのある者で教育委員会教育長その他教育委員会の事務局又は教育機関の職員となつていているものうち県教育長が別に定めるものとする。

2 平成二十年免許法施行規則改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 校長等であつたことのある者で、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き掲げる者となつていているものうち県教育長が別に定めるもの

イ 地方公共団体の職員

ロ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。次条第三項第一号において同じ。)の役員又は職員

ハ 学校法人(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。次条第三項第一号において同じ。)の職員

ニ 学校法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特

別支援学校を設置するものに限る。)の理事

(更新講習の免除対象者)

第二十条 免許法施行規則第六十一条の四第二号及び平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十条第二号に規定する免許管理者が定める者は、校長等であつたことのある者で教育委員会教育長その他教育委員会の事務局又は教育機関の職員となつていているものうち県教育長が別に定めるものとする。

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 校長等であつたことのある者で、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き掲げる者となつていているものうち県教育長が別に定めるもの

イ 国又は地方公共団体の職員

ロ 免許法施行規則第六十一条の四第四号イ、ロ又は二に掲げる法人の役員又は職員

ハ 学校法人の職員

ニ 学校法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)の理事

3 平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 校長等であつたことのある者で、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き掲げる者となつていているものうち県教育長が別に定めるもの

イ 地方公共団体の職員

ロ 国立大学法人の役員又は職員

ハ 学校法人の職員

ニ 学校法人(県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)の理事

4 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び平成二十年免許法施行規則改正省令附則第十条第一項第五号に規定する表彰等は、文部科学大臣、埼玉県知事、県教育委員会、さいたま市長、さいたま市教育委員会又は私立学校で構成する団体が行う個人の表彰等であつて県教育長が別に定めるものとする。

様式第三中「~~第10条第1項第2号~~」の下に「又は第3号」を加え、「又は第2項」を「~~第3条第3号~~」に改める。

様式第四を次のように改める。

様式第4 削除

様式第六中「(第4条、第5条の2関係)」や「(第4条、第5条の2、第12条一第17条関係)」に改める。

様式第十中「(第5条第3項)や「(第5条第4項)」に改める。

様式第二十四中「(第16条関係)」や「(第24条関係)」に改め、同様式を様式第三十二とする。

様式第二十二を削る。

様式第二十二中「(第15条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を様式第三十とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第31 (第23条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地名
氏名
生年月日

年 月 日

免許状の種類	教科等	免許番号	授与年月日	授与の根拠法令
		第 号	年 月 日	法第 条
		第 号	年 月 日	法第 条
		第 号	年 月 日	法第 条
有効期間又は修了確認期限			年 月 日	

上記のとおり教育職員免許状を授与したことを証明する。

年 月 日

埼玉県教育委員会

様式第二十一及び様式第二十一の二を削る。
様式第二十中「(密) (ハ) (密) (密)」を「(密) (ハ) (密) (密)」に改め、同様式を様式第二十七とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第二十八(第二十二条関係)

(教育職員) 臨時免許状

本籍地

氏名

年月日生

右の者に(教育職員免許法第 条)(教育職員免許法施行法第二条)の定めるところにより(左記の教科について)(左記の領域について)(左記の自立教科について)(教育職員)臨時免許状を授与する。

記

年 月 日

埼玉県教育委員会 印

番号

授与条件

様式第二十九(第二十二条関係)

(教育職員) 臨時免許状

本籍地

氏名

年月日生

右の者は教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)臨時免許状を有するものとみなす。

記

年 月 日

埼玉県教育委員会 印

番号
授与条件

様式第十九中「(第13条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を様式第二十六とする。

様式第十八中「(第13条関係)」を「(第21条関係)」と、「教諭氏名」を「主任教諭等氏名」と、「教諭の氏名」を「主任教諭等の氏名」と、「教諭の資格」を

教諭	教諭	主任教諭		
	教諭	主任教諭	指導教諭	教諭

に改め、同様式を様式第二十五とする。

様式第十七の二の次に次の七様式を加える。

様式第18 (第12条関係)

手数料
埼玉県収入証紙

有効期間更新申請書

(あて先) 埼玉県教育委員会
(ふりがな) 氏名) 生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関 職名
現住所 電話 - - 本籍地 都道府県

私は、免許状更新講習の課程を修了したため、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項		年 月 日	

様式第19 (第12条関係)

手数料
埼玉県収入証紙

有効期間更新申請書

(あて先) 埼玉県教育委員会
(ふりがな) 氏名) 生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関 職名
現住所 電話 - - 本籍地 都道府県

私は、免許状更新講習の受講を免除の上、下記の免許状について有効期間の更新を申請します。

記

1 免除事由:

2 有する免許状

種類	免許番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

[証明者記入欄]

上記の者は、()に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日 (証明者) 印

様式第20(第13条関係)

手数料
埼玉県収入証紙

有効期間延長申請書

(あて先) 埼玉県教育委員会
(ふりがな) 氏名) 生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関 職名
現住所 電話 - - 本籍地 都道府県

私は、下記の事由により免許状の有効期間について 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

記

1 延長事由:

2 有する免許状

種類	免許番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延長前の有効期間: 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、()に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者) 印

様式第21(第14条関係)

手数料
埼玉県収入証紙

免許状更新講習修了確認申請書

(あて先) 埼玉県教育委員会
(ふりがな) 氏名) 生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関 職名
現住所 電話 - - 本籍地 都道府県

私は、免許状更新講習の課程を修了したため、下記の免許状について更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開改者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄

様式第22 (第15条関係)

手数料
埼玉県収入証紙

免許状更新講習修了後の期間に関する確認申請書

(あて先) 埼玉県教育委員会
(ふりがな) 氏名) 生年月日 年 月 日

勤務(予定)校・機関 職名

現住所 電話 - - 本籍地 都道府県

私は、下記の免許状について免許状更新講習修了後の期間に関する確認を申請します。

記

1 有する免許状

種類	免許番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄

様式第23 (第16条関係)

手数料
埼玉県収入証紙

修了確認期限延期申請書

(あて先) 埼玉県教育委員会
(ふりがな) 氏名) 生年月日 年 月 日

勤務(予定)校・機関 職名

現住所 電話 - - 本籍地 都道府県

私は、下記の事由により 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由：

2 有する免許状

種類	免許番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限： 年 月 日

[証明者記入欄]

上記の者は、() に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者) 印

様式第24(第17条関係)

手数料
埼玉県収入証紙

免許状更新講習免除申請書

(あて先) 埼玉県教育委員会
埼玉県教育委員会
(ふりがな) 氏名) 生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関 職名
現住所 電話 - - 本籍地 都道府県

私は、下記の事由により免許状更新講習受講の免除対象者の認定を受けることを申請します。

記

1 免除事由:

2 有する免許状

種類	免許番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【証明者記入欄】

上記の者は、() に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

(証明者) 印

附則

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第十六号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(副校長)

第七条 次に掲げる学校に、副校長を置く。

- 埼玉県立伊奈学園総合高等学校(以下「伊奈総合高校」という。)
 - 埼玉県立大宮中央高等学校(以下「大宮中央高校」という。)
 - 前二号に掲げるもののほか、教育委員会の指定する学校
- 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 第七条の二の見出しを「(主幹教諭)」に改め、同条第一項中「主幹教諭」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。
- 2 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長。次項において同じ。)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 3 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第九条の二中第八項を第九項とし、第二項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主事又は保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、それぞれ教務主

任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主事又は保健主事を置かないことができる。

第九条の三第一項ただし書中「特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を」を「学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学科主任を、農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは農場長を、それぞれ」に改め、同条第四項中「前条第七項及び第八項」を「前条第八項及び第九項」に改める。

第九条の四第三項中「第九条の二第八項」を「第九条の二第九項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(司書教諭)

第九条の五 学校に、司書教諭を置く。ただし、司書教諭は、学級の数(通信制の課程を置く学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)とを合計した数)が十

一以下の学校にあつては、当分の間、これを置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。

3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く。)又は教諭の中から教育委員会が命ずる。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正 夫

埼玉県教育委員会規則第十七号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「埼玉県立川越養護学校」を「埼玉県立川越特別支援学校」に、

「埼玉県立三郷養護学校」を「埼玉県立三郷特別支援学校」に、「埼玉県立大宮北養護学校」を「埼玉県立大宮北特別支援学校」に改め、同条第二項の表埼玉県立川

越養護学校川越たかしな分校の項中「埼玉県立川越養護学校川越たかしな分校」を「埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校」に改め、同表埼玉県立三郷養護学校草加分校の項中「埼玉県立三郷養護学校草加分校」を「埼玉県立三郷特別支援学校草加分校」に改め、同表埼玉県立大宮北養護学校さいたま西分校の項中「埼玉県立大宮北養護学校さいたま西分校」を「埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校」に改める。

第三条中「、入学資格及び通学区域」を「及び入学資格」に、「通り」を「とおり」に改め、同条に次の一項を加える。

2 学校の通学区域は、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。

第四条第二項中「埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改める。

第九条第三項中「属する」の下に「主幹教諭又は」を加える。

第十条第三項中「学校の」の下に「主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く。)又は」を加える。

第十一条第一項ただし書中「特別の事情のあるときは、寮務主任を」を「寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは寮務主任を、舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舎監を、それぞれ」に改める。

第十二条第一項中「第二十八条まで及び第二十九条」を「第九条の四まで及び第十条から第二十九条まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

学 校 名	分校・部科名	修業年限	定員数	入 学 資 格
埼玉県立特別支援学校塙保己一学園	幼稚園部	三年	一八	三歳以上で視覚障害のある者
	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で視覚障害のある者
	中学部	三年		学校教育法に規定する学

埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園		埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園													
高等部	中 学 部	小 学 部	幼 稚 部	専攻科 情報・デザイン科	高等部 普通科 産業工芸科 生活デザイン科	中 学 部	小 学 部	幼 稚 部	専攻科 保健医療科	高等部 普通科	専攻科 理 療 科	高等部 普通科	専攻科 理 療 科	高等部 普通科	専攻科 理 療 科
産業工芸科	普通科	三年	三年	二年	三年	三年	六年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年
三八			二四	一六	五二			四八	二七		五四	三六			
これに準ずる者	者	者	者	これに準ずる者	これに準ずる者	者	者	者	これに準ずる者	これに準ずる者	これに準ずる者	これに準ずる者	これに準ずる者	これに準ずる者	者
中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	学校教育法に規定する学齢生徒で聴覚障害のある者	学校教育法に規定する学齢児童で聴覚障害のある者	三歳以上で聴覚障害のある者	高等部を卒業した者又はこれに準ずる者	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	学校教育法に規定する学齢生徒で聴覚障害のある者	学校教育法に規定する学齢児童で聴覚障害のある者	三歳以上で聴覚障害のある者	高等部を卒業した者又はこれに準ずる者	高等部を卒業した者又はこれに準ずる者	高等部を卒業した者又はこれに準ずる者	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者	年齢生徒で聴覚障害のある者	

埼玉県立岩槻特別支援学校		埼玉県立蓮田特別支援学校													
中 学 部	小 学 部	高 等 部	中 学 部	小 学 部	高 等 部	中 学 部	小 学 部	高 等 部	中 学 部	小 学 部	高 等 部	中 学 部	小 学 部	高 等 部	中 学 部
三年	六年	三年	三年	六年	三年	三年	六年	三年	三年	六年	三年	三年	六年	三年	六年
		五〇													
学校教育法に規定する学齢生徒で慢性疾患等にかかり療養のため埼玉県立小児医療センターに入院し、若しくは通院している者	学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため埼玉県立小児医療センターに入院し、若しくは通院している者又は精神疾患等にかかり療養のため埼玉県立精神医療センターに入院している者	学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため埼玉県立小児医療センターに入院し、若しくは通院しているもの	中等部を卒業した者又はこれに準ずる者で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため埼玉県立小児医療センターに入院し、若しくは通院しているもの	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院しているもの	学校教育法に規定する学齢生徒で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢生徒で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢生徒で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢生徒で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢生徒で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢児童で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者	学校教育法に規定する学齢生徒で慢性疾患等にかかり療養のため独立行政法人国立病院機構東埼玉病院に入院し、又は通院している者

埼玉県立秩父特 別支援学校	小	高	中	小	高	中	小	高	中	小	高	中	別支援学校
	学 部	等 部	学 部	学 部	等 部	学 部	学 部	等 部	学 部	学 部	等 部	学 部	
	六	三	三	六	三	三	六	三	三	六	三	三	
		九七			七三			九四			一〇三		
学校教育法に規定する学 者	これに準ずる者	中学部を卒業した者又は 年齢生徒で知的障害のある 者	学校教育法に規定する学 生徒で知的障害のある 者	学校教育法に規定する学 生徒で知的障害のある 者	これに準ずる者	中学部を卒業した者又は 年齢生徒で知的障害のある 者	学校教育法に規定する学 生徒で知的障害のある 者	これに準ずる者	中学部を卒業した者又は 年齢生徒で知的障害のある 者	学校教育法に規定する学 生徒で知的障害のある 者	これに準ずる者	中学部を卒業した者又は 年齢生徒で知的障害のある 者	年齢生徒で知的障害のある 者

別支援学校	埼玉県立本庄特 別支援学校	草加分 校	高	中	小	高	中	小	高	中	小	高	中	別支援学校
			等 部	学 部	学 部	等 部	学 部	学 部	等 部	学 部	学 部	等 部	学 部	
			三	三	六	三	三	六	三	三	六	三	三	
		一六	八九			五七			四二					
学校教育法に規定する学 者	これに準ずる者	中学部を卒業した者又は 年齢生徒で知的障害のある 者	これに準ずる者	中学部を卒業した者又は 年齢生徒で知的障害のある 者	学校教育法に規定する学 生徒で知的障害のある 者	これに準ずる者	中学部を卒業した者又は 年齢生徒で知的障害のある 者	学校教育法に規定する学 生徒で知的障害のある 者	これに準ずる者	中学部を卒業した者又は 年齢生徒で知的障害のある 者	学校教育法に規定する学 生徒で知的障害のある 者	これに準ずる者	年齢生徒で知的障害のある 者又は肢体不自由である 者	

別支援学校	埼玉県立狭山特	高	中	特別支援学校	埼玉県立東松山	高	中	別支援学校	埼玉県立上尾特	高	高	者
	小学部	高等部	小学部	小学部	小学部	高等部	小学部	小学部	小学部	高等部	高等部	年齢生徒で知的障害のある者
中学部	小学部	高等部	小学部	小学部	小学部	高等部	小学部	小学部	小学部	高等部	一〇五	年齢生徒で知的障害のある者
三年	六年	三年	三年	三年	六年	三年	三年	三年	六年	三年		年齢生徒で知的障害のある者
		五四				八四						年齢生徒で知的障害のある者
者	年齢生徒で知的障害のある者											

特別支援学校	埼玉県立越谷西	高	中	特別支援学校	埼玉県立大宮北	高	中	別支援学校	埼玉県立久喜特	高	中	別支援学校	埼玉県立浦和特	高	高	者	
	小学部	高等部	小学部	小学部	小学部	高等部	小学部	小学部	小学部	高等部	小学部	小学部	小学部	小学部	高等部	高等部	年齢生徒で知的障害のある者
六年	三年	三年	三年	六年	三年	三年	六年	六年	三年	三年	三年	六年	六年	三年	三年	六二	年齢生徒で知的障害のある者
		一〇二				六二				七一							年齢生徒で知的障害のある者
者	年齢生徒で知的障害のある者																

埼玉県立行田養護学校	埼玉県立行田特別支援学校
埼玉県立春日部養護学校	埼玉県立春日部特別支援学校
埼玉県立秩父養護学校	埼玉県立秩父特別支援学校
埼玉県立所沢養護学校	埼玉県立所沢特別支援学校
埼玉県立三郷養護学校	埼玉県立三郷特別支援学校
埼玉県立三郷養護学校草加分校	埼玉県立三郷特別支援学校草加分校
埼玉県立本庄養護学校	埼玉県立本庄特別支援学校
埼玉県立上尾養護学校	埼玉県立上尾特別支援学校
埼玉県立東松山養護学校	埼玉県立東松山特別支援学校
埼玉県立狭山養護学校	埼玉県立狭山特別支援学校
埼玉県立浦和養護学校	埼玉県立浦和特別支援学校
埼玉県立久喜養護学校	埼玉県立久喜特別支援学校
埼玉県立大宮北養護学校	埼玉県立大宮北特別支援学校
埼玉県立大宮北養護学校さいたま西分校	埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校
埼玉県立越谷西養護学校	埼玉県立越谷西特別支援学校
埼玉県立駒西養護学校	埼玉県立駒西特別支援学校
埼玉県立毛呂山養護学校	埼玉県立毛呂山特別支援学校
埼玉県立養護学校さいたま桜高等学園	埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園
埼玉県立養護学校羽生ふじ高等学園	埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園

埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第十八号

埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立中学校管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「伝染病」を「感染症」に改める。

第十二条中「様式第一」を「別記様式」に改める。
第十七条第一項中「第九条の四」の下に、「第十条」を加える。
様式第一を別記様式とする。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第二十一号

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の表教頭及び事務長の項区分の欄中「教頭」を「副校長、教頭」に改め、
同表教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の項区分の欄中「教諭、養護教諭」を「主幹教諭、教諭、養護教諭」に改め、同項第一次評価者の欄中「学校の」の下に「副校長又は」を加え、同表の備考中「教頭には副校長を、」を削る。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第二十二号

埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の表教頭の項区分の欄中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同表教諭、養護教諭、栄養教諭(共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。)に所属する者を除く。)、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場に所属する者を除く。)、及び事務職員の項区分の欄中「教諭、養護教諭」を「主幹教諭、教諭、養護教諭」に、「第五条の二」を「第六条」に改め、同項第一次評価者の欄中「学校の」の下に「副校長又は」を加える。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第二十三号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則(昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次に改正する。

第四条第一号中「又は社会教育に係のある職若しくは業務」を「社会教育主事補の職と同等以上の職又は社会教育に係のある業務」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第二十四号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和四十五年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第三号及び様式第四号中「丑書」を削る。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第二十五号

埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立げんきプラザ管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「加須げんきプラザ」という。)」を削る。

第一条の二の見出しを「(休所日及び利用時間)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所長は、特別の事情があるときは、条例第五条に規定する利用することができる時間を変更することができる。

第八条第二項を削る。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第二

号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項ただし書中「四十五分間」を「一時間」に改め、同条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二条第三項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

別表福利課の項勤務時間の欄中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同項休憩時間の欄中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、「四十五分間又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会訓令第2号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育局等職員服務規程(昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。
様式第七号を次のように改める。

様式第7号(第10条関係)

年 分 休 暇 簿

職 名		氏 名		本年使用できる		前年からの繰越日数		日									
						条例の規定に基づく日数		日									
採用年月日		年 月 日		年次休暇日数		計		日									
受 理 (承認) 月 日	届 出 (申請) 月 日	受 理 (承 認)				届出者 (申請者) 印	休 暇 の 期 間			休暇の 種 類	休暇(年次休暇 を除く。)の理由	年 次 休 暇 の 残 日 数			夏季休暇 の残日数	ボランティア 休暇の 残日数	備考
							月 日	から	日 時間			日 時間	分	日 時間			
・	・						月 日	から	日 時間	年 休 そ 他 ()		日 時間	分	日 時間	分		
・	・						月 日	から	日 時間	年 休 そ 他 ()		日 時間	分	日 時間	分		
・	・						月 日	から	日 時間	年 休 そ 他 ()		日 時間	分	日 時間	分		
・	・						月 日	から	日 時間	年 休 そ 他 ()		日 時間	分	日 時間	分		
・	・						月 日	から	日 時間	年 休 そ 他 ()		日 時間	分	日 時間	分		
・	・						月 日	から	日 時間	年 休 そ 他 ()		日 時間	分	日 時間	分		
・	・						月 日	から	日 時間	年 休 そ 他 ()		日 時間	分	日 時間	分		

備考 1 受理(承認)欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 休暇の期間の欄は、子育て休暇、家族看護休暇、夏季休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加のための休暇又はボランティア休暇の残日数のすべてを使用する場合には、1時間未満の端数についても記入すること。
 3 休暇の種類欄は、年次休暇にあつては「年休」を○で囲み、その他の休暇にあつては「その他」を○で囲み、()内に特別休暇にあつては「特休」、病気休暇にあつては「病休」、組合休暇にあつては「組休」と記入すること。

様式第十九号の三中「區 界區」を「區 界區 分」に、

月	(..)
水	(..)
金	(..)

)	火	(..)
)	水	(..)
)	木	(..)
)	金	(..)

月	(..)	水	(..)
火	(..)	木	(..)
水	(..)	金	(..)
木	(..)	土	(..)
金	(..)	日	(..)

に改める。

附則

- この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 改正前の埼玉県教育局等職員服務規程様式第七号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫
訓令
埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「文教政策室長、全国高校総体推進室長、生徒指導室長、学校・人事評

価室長、高校改革推進室長、」を削る。

第八条第一項中「学校管理幹」の下に、「学校評価幹」を加える。

別表第一第四号教育委員会決裁事項の欄中「第六十条第五項」を「第六十条第七項」に改め、同表第五号教育委員会決裁事項の欄1中「第六十条第二項」を「第六十条第四項」に改める。

別表第二県立学校の表県立学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄1中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、「並びに」の下に「主幹教諭、」を加え、同欄2から5まで及び16から21までの規定中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄8中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、同号教育長専決事項の欄1から5まで及び11から16までの規定中「教頭」を「副校長、教頭及び主幹教諭」に改め、同号部長専決事項の欄1、2及び8から11までの規定中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、同項第二号教育委員会決裁事項の欄1中「第五十五条第六項」を「第五十五条第九項」に、「第六十条第五項」を「第六十条第七項」に改める。

別表第四教育事務所長の項専決事項の欄1中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、「5まで」の下に「12及び13」を加える。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育局等公用車管理規程の一部を改正する訓令
埼玉県教育局等公用車管理規程(昭和五十五年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「(教育局教育総務部総務課にあつては、秘書担当主査)」を削る。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。
第七条中「文教政策室長、全国高校総体推進室長、生徒指導室長、学校・人事評価室長、高校改革推進室長、」を削る。

第九条第一項中「学校管理幹」の下に「学校評価幹」を加える。

別表第一委任事務の欄第二号中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同欄第四号を削り、同欄第五号中「勤務時間規程」を「教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号。以下「勤務時間規程」という。）」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄中第六号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表専決事項の欄第四号3中「証人」を「裁判員、証人」に改める。
別表第三第十二号教育長決裁事項の欄4ハ中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同欄5中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同欄中7を削り、8を7とし、同号部長専決事項の欄5ハ中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同欄6中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改め、同欄中8を削り、9を8とする。

別表第四教育総務部の表（文教政策室長）の項を削り、同表総務課の項の次に次のように加える。

課 教育政策

埼玉県統計調査条例
（平成二十年埼玉県条例第六十号）の施行に
関する事務

埼玉県統計調査条例
第二条第二項の規定に
基づき、県指定統計調
査の指定を行うこと。

別表第四教育総務部の表福利課の項第三号部長専決事項の欄中「学校保健法」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条及び学校保健安全法」に、「第八条」を「第十五条」に、「県立学校の教職員」を「職員」に改める。
別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄中「第八条第一項」を「第七条第一項」に、同項第二号教育長決裁事項の欄を次のように改める。

勸奨退職要綱を決定すること。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第四号部長専決事項の欄を次のように改める。

埼玉県立特別支援学校管理規則第二条第二項の規定に基づき、県立特別支援学校の通学区域を定めること。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第五号部長専決事項の欄5イ中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同表保健体育課の項第二号部長専決事項の欄中「学校保健法第十三条」を「学校保健安全法第二十条」に改め、同表特別支援教育課の項部長専決事項の欄中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一専決事項の欄第四号3、別表第三第十二号教育長決裁事項の欄4ハ、同号部長専決事項の欄5ハ及び別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第五号部長専決事項の欄5イの改正規定は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号)

の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「電報、」の下に「特殊取扱郵便物(」を加え、「配達記録郵便物及び国際郵便物」を「及び特定記録郵便物をいう。以下この号において同じ。)、国際郵便物及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書郵便物で特殊取扱郵便物又は国際郵便物に相当するもの」に改める。

別表第一本局の項中

総務課
教総

を

総務課
教育政策課

教総

に、

高校教育指導課

を

高校教育指導課	生徒指導課
教高指	教生指

に、

特別支援教育課

を

特別支援教育課	高校改革推進課
教特	教高改

に、

義務

教育指導課

教義指

を

義務教育指導課	家庭地域連携課
教義指	教連

に改める。

様式第六号(一)及び様式第六号(二)中「特記事項」を「並びに(無印)・その他特記事項」に、「片内集配」を「片内集配 荷物」に改め、「小包」及び

「配達記録」を削り、「外国便」を「特定記録・国際郵便」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

県立学校

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程(平成十九年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条前段中「教頭」を「副校長(副校長を置かない学校にあつては、教頭。以下同じ。)」に改め、同条後段中「教頭」を「副校長」に改める。

第五条中「教頭」を「副校長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第五号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程(平成十年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第六号

県立学校

埼玉県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校事務決裁規程(昭和五十八年埼玉県教育委員会教育長訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「教頭及び事務長等」を「副校長等」に改め、同条第一項中「教頭」を「副校長、教頭」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「により」の下に「教頭及び事務長等の専決することができる事項として」を加える。

第六条第一項前段中「教頭」を「副校長(副校長を置かない学校にあつては、教頭。以下この項において同じ。)」に改め、同項後段中「教頭」を「副校長」に改め、同条第二項中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第七号

県立学校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「文書管理責任者は、」の下に「副校長又は」を加え、「これら」を「これ」に改める。

第八条第一項第三号中「電報、」の下に「特殊取扱郵便物(」を加え、「配達記録郵便物及び国際郵便物」を「及び特定記録郵便物をいう。以下この号において同じ。)、国際郵便物及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書郵便物で特殊取扱郵便物又は国際郵便物に相当するもの」に改める。

第三十九条中「ときは、」の下に「副校長、」を加え、「これら」を「これ」に改める。

別表第一中「県立盲学校

盲」を「県立

特別支援学校塙保己一学園 塙学園」に、「県立大宮ろう学校

」を「県立特別支援学校大宮ろう学園」に、「県立坂

戸ろう学校」を「県立特別支援学校坂戸ろう学園

に改め、県立寄居高等学校の項を削り、「県立熊谷養護学校

熊 養」を「県立熊谷特別支援学校 熊 特」に、「

県立川越養護学校 川 越 養」を「県立川越特別支援学

校 川 越 特」に、「県立川口養護学校

川 口 養」を「県立川口特別支援学校 川 口 特」に、「

」

県立越谷西養護学校	越西養
県立宮代養護学校	宮養
県立騎西養護学校	騎養
県立毛呂山養護学校	毛養

県立越谷西特別支援
県立宮代特別支援学
県立騎西特別支援学
県立毛呂山特別支援

学校	越西特
校	宮特
校	騎特
学校	毛特

に、
県立川島ひばりが丘養護学校

川ひ養を
県立川島ひばりが丘特別支援学校
川ひ特に、

県立養護学校さいたま桜高等学園
県立養護学校羽生ふじ高等学園

県立特別支援学校さいたま桜高等
県立特別支援学校羽生ふじ高等学

園
に改め、県立寄居城北高等学校の項の次に次のように加える。

県立上尾かしの木特別支援学校
上か特

様式第三号中「配達記録(郵便等)」を「配達証明郵便等」に改める。
様式第四号(一)中「特記事項」を「紙による処理理由・その他特記事項」に、
「直接」を「直接 荷物」に改め、「・小包」及び「・配達記録」を削り、「外国
函」を「特記記録・国際郵便」に改める。
様式第五号(一)中「教頭」及び「事務(班)長」を削る。
附則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県立学校文書管理・公印規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)